

今、一人親方が注視される理由 その働き方、 「偽装請負」かも!?

「石綿障害予防規則」が改正

ここが変わる！

アスベスト規制強化の重要ポイント

インボイス制度の問題点と対応のポイント

「課税事業者」に登録しないと10%の減収?!





その働き方、

「偽装請負」かも!?

今、一人親方が注視される理由

「明日、現場に3人応援頼むよ!」

——現場で当たり前のように行われている

やり取りですが、実は違法かも!?

一人親方を中心に、慣例的に行われてきた

「応援」「常用請負」「手間の貸し借り」などは、

場合によって違法性があると国土交通省が

指摘しています。



全国建設労働組合総連合(全建総連)
賃金対策部長
長谷部 康幸

国交省が 一人親方対策に動き出す

国交省は昨年6月、職種ごとの一人親方の実態把握、規制逃れを目的とした一人親方化(偽装一人親方)対策、一人親方の処遇改善対策等の諸課題について、実効性のある施策の検討・推

表 雇用労働者と一人親方の違い

	雇用労働者	一人親方
仕事の進め方	会社の具体的な指示に従う	自分の判断で行う
報酬の受け取り方	給与として毎月受け取る	工事を完成させたら受け取る
働く時間・休日	会社の就業規則などで決まっている	自分の判断で決める
機材	会社から支給されたものを使用	自分で用意したものを使用
工事の完成責任	会社の責任	一人親方の責任
労災	会社が負担	自己負担

進を図ることを目的に「建設業の一人親方問題に関する検討会」(以下、検討会)を設置し、今年3月に検討会としての「中間とりまとめ」が公表されました。

建設業の一人親方は 20年間で3倍に

建設業では、公正で適正な請負契約、元下取引を実現するために「建設業法」が制定され、「不当に低い請負代金の禁止(第19条の3)」等が規定されています。しかし現場では、元請下請間で元請けに優位な「請負契約」が多く結ばれているのが実態です。しかも契約は書面ではなく口頭でのものも多く、現場を担う従事者の低賃金・低単価を招いています。

さらに、雇用責任を逃れるための外注化によって、建設現場では労働法（労賃確保、労災補償等）が適用されず、価格交渉力の弱い請負的就労、手間請就労者、一人親方（個人請負）が拡大しています。

「応援」は下請重層化や偽装請負の根源

検討会の中間とりまとめでは、「契約内容等が適切でないケース」として、①報酬が労働時間・日数によって変動するような請負契約、②契約金額に労災特別加入の費用や支給されない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、同種の雇用している技能者と同程度の報酬の請負契約、が挙げられています。

いわゆる「応援」「常用請負」と呼ばれる、労務のみの一人親方の多くが該当する可能性が極めて高い実態にあります。下請重層化・偽装請負の根源であり、これまで黙認されてきた「応援」の是正・適正化が求められています。

目安は

「CCUSレベル3相当以上」

「適正一人親方の目安」としては、



本当の一人親方とは

中間取りまとめによれば、請け負った仕事に対し、自らの責任で完成させることができる技術力と責任感を持ち、10年程度以上、かつ、各種資格取得や建設キャリアアップシステム（CCUS）レベル3相当の技量を持っている技能者が本来の「一人親方」です。



「偽装」とは何か

- 雇用契約を締結しておらず、社会保険も加入していないが、作業員名簿上は雇用労働者とされている。
- 就労実態などは雇用労働者と変わらないが、名目上は請負契約を結び、一人親方として扱われている。
- 現場経験が浅く、指揮命令を受けずに自律的に働く能力が明らかに不足している10代～20代前半の職人が、労災特別加入者（一人親方）となっている。
- 特定の会社に専属従事し、労働日や始業・終業時刻を指定され、仕事の進め方や作業方法について具体的な指揮命令を受け、賃金は就業した時間・日数に応じて支払われているが、一人親方として扱われている。
- 請負契約を結び、社会保険にも加入していないが、請負契約先のヘルメットやユニホーム、名刺などを支給され、表向きは社員と呼ばれている。

労働組合の活用も

「実務経験年数が10年程度以上」「建設キャリアアップシステム（CCUS）レベル3相当以上の技量」を目安とすることが示されました。目安に該当しない、特に10代・20代前半の技能者が一人親方として扱われている場合は、処遇改善・技能向上の観点から雇用契約の締結、適切な社会保険への加入を促進していくとしています。

検討会の「中間とりまとめ」には、建設事業者または技能者の相談先として、「建設産業関連の労働組合等」が明記されました。実態は労働者なのに一人親方として扱われている、といった場合は労働組合に相談しましょう。全国各地で制定されている「公契約条例」では、一人親方も報酬下限額適用等の対象となっています。また、国・建材企業の責任を認めた建設アスベスト訴訟では、一人親方も救済対象とされました。

一人親方の労働者性や保護をめぐる状況に変化の兆しが見え始めています。次世代を担う若年技能者の定着を図るうえでも、働く環境の整備や権利保障は、重要な課題になっています。

アスベスト規制強化の重要ポイント

「石綿障害予防規則」が改正

建築物の解体・改修に伴うアスベスト（石綿）飛散防止対策の強化に向け2020年7月、石綿障害予防規則（石綿則）や労働安全衛生規則（安衛則）、大気汚染防止法（大防法）などが改正されました。2020年10月には石綿則の「けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設」が定められ、2021年4月1日から改正内容が順次施行されています。改正されたポイントを解説します。

請負100万円以上は
事前調査が義務化

石綿則改正の主な内容としては、大きく7項目に分けられます。

1項目は「解体・改修工事開始前の調査」

で、①事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）、②石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用、③事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設、④事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）となっています。

2項目は「解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設」

で、①計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）、②解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事（解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事）は石綿使用の有無に関係なく事前調査の結果報告の義務化）となっています。

作業記録は必ず
写真等で保存へ

3項目は「負圧隔離を要する作業に係る措置の強化」

で、隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）となっています。

4項目は「隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設」

で、①けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）、②仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）となっています。

5項目は「その他の作業に係る措置の強化」

で、①石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）、②湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）となっています。

6項目は「作業の記録」

で、①40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）、②作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化となっています。

セミナーのご案内

リフォーム、解体時に知っておきたい
「石綿障害予防規則」
改正ポイントセミナー

日時：2021年8月27日（金） 15：00～17：00
場所：千葉土建本部（千葉市中央区旭町17-3）
参加費：無料
定員：先着50名
申込方法：以下、電話番号へ①事業所名 or 個人名②参加人数③住所・連絡先④職種をお伝えください。



講師
全国建設労働組合総連合
労働対策部長
田久 悟

お問合せ・申込先 TEL 0120-141-931

います。

7項目は「発注者による配慮」

で、事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化となっています。

2023年10月から
有資格者の届け出が必要

石綿則の主な改正の流れとしては、2021年4月1日から事前調査の方法

石綿障害予防規則等の改正ポイント 2021.04.01以降 (赤字部分が改正内容)

レベル	対象物	事前調査時結果などの届出(一定規模以上の工事※が対象)	計画届(レベル2も計画届に届出) 14日前まで	事前調査 調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 提示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認等… 隔離(負圧は不要)
レベル1	石綿含有吹付け材 				
レベル2	石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 				
レベル3	けい酸カルシウム板1種※2(破碎時)仕上げ塗装(電動工具での除去時) スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材 				

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に仕様):レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

の明確化(設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等)、事前調査の記録は3年間の保存と作業現場への備え付けが義務付けられ、届出をしなくてはいい

もの事前調査の徹底が進められます。2022年4月1日からは、解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度(建築物及び特定の工作物に係る一定規

模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等)がスタート、2023年10月1日から建築物石綿含有建材調査者(特定・一般・戸建て等の3

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

改正事項	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
	7月	10月	4月	4月	4月	4月	10月	
事前調査方法の明確化			周知	2021年4月施行				
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用			周知	2021年4月施行				
事前調査・分析調査を行う者の要件新設				周知、事前調査・分析を行う資格を有する者の育成(全国的な講習の実施)			2023年10月施行	
事前調査及び分析調査結果の記録等			周知	2021年4月施行				
計画届の対象拡大			周知	2021年4月施行				
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設			周知、電子届出システムの開発	2022年4月施行				
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化			周知	2021年4月施行				
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設			周知	2020年10月施行				
仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設			周知	2021年4月施行				
石綿含有成形品に対する措置の強化(切断等の原則禁止)			周知	2021年4月施行				
労働者ごとの作業の記録項目の追加			周知	2021年4月施行				
作業実施状況の写真等による記録の義務化			周知	2021年4月施行				
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮			周知	2021年4月施行				

法改正の適正対応へ準備を進めましょう

建設従事者への広範囲な影響が考えられることから、改正内容を知り、対応を準備しておく必要があります。千葉県内の建設業者が石綿関連法令改正に適正に対応していくためには、**①これまでの石綿作業主任者資格取得者への石綿含有建材調査者講習受講の促進、②石綿作業主任者の資格取得の促進、③建築物石綿含有建材調査者資格取得者の把握**が重要となっています。

種類)の有資格者による届け出が義務付けられます。**大気汚染防止法の改正**も、2021年4月1日から、これまでの吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材(レベル2)に加え、その他全ての石綿含有建材(レベル3)までが規制対象になり、隔離等をせずに石綿含有建材の除去作業を行ったものへの直接罰の創設や元請業者に石綿含有建材の除去等作業の結果の発注者への報告等が義務化、都道府県による立入検査対象の拡大、2022年4月1日からは石綿則と同様の事前調査の届出制度が始まり、2023年10月1日からは石綿則同様の有資格者による届出が開始されます。

免税事業者が課税事業者に切り替えるメリット／デメリット

免税事業者のまま切り替えない

メリット

消費税やインボイスの処理に関する事務的な作業をせずに済む

デメリット

- ・これまで請求していた消費税分は請求できなくなる
- ・取引先が仕入税額控除を受けたいために外注先の切替を検討する可能性がある
- ・課税事業者との取引を新規開拓しようとする際に敬遠されてしまう可能性がある

課税事業者に切り替える

メリット

- ・課税事業者との取引を新規開拓しようとする際に他の免税事業者との差別化になる
- ・現在の取引先が外注先を切り替えてしまうリスクが下がる

デメリット

- ・インボイスの管理や消費税処理のための事務作業の手間がかかる。ただし、簡易課税制度である程度軽減可能
- ・消費税は原則1年分をまとめて現金納付する必要があるため、納税予定金額を管理して現金を持っておく必要がある



インボイス制度導入のポイント

- 2023 (令和5) 年10月1日から、インボイス制度 (適格請求書保存方式) 実施
- インボイス (適格請求書) に基づいて消費税の仕入税額控除を計算し、その証拠資料としてインボイスの保存を義務付け
- インボイスは「登録事業者」だけが発行できる (インボイスに登録番号を記載する)
- 登録番号取得の申請は今年10月から受付スタート (令和5年3月31日まで)
- 申請できるのは消費税「課税事業者」のため、免税事業者は「課税事業者」になることが必要 (これまで課税事業者だった者も申請が必要)
- 「免税事業者」はインボイス制度から除外 (消費税を請求できない)
- 免税事業者からの仕入れは「仕入税額控除」ができない
- 期限内に登録申請をした場合は、令和5年10月1日に登録を受けたとみなされる
- 登録日がインボイス制度開始の令和5年10月1日を含む

課税期間中の場合、「課税選択届出書」を提出しなくても登録できる

- 2023年4月1日以降に登録申請をする場合、10月1日のインボイス発行に間に合わない可能性がある
- インボイスを必要としない個人や一般消費者との取引だけの事業者は、免税事業者のままで問題なし
- 登録事業者 (課税事業者) になる場合は、制度に見合うよう請求書や領収書の書式の見直しが必要
- 免税事業者から課税事業者に変更する場合は会計処理も大きく変わる。会計ソフトやシステムの見直しが必要な場合も
- 一定期間は、経過措置として一定割合を仕入税額控除できる
 - ・ 令和5年10月1日～令和8年9月30日
 - 仕入税額相当額の80%
 - ・ 令和8年10月1日～令和11年9月30日
 - 仕入税額相当額の50%



後退する 「中小企業への配慮」

とび工事や解体工事、足場の組立てなどは、基本的に「役務の提供」が多く、第四種に区分されることとなります。

消費税をめぐっては当初、中小企業に配慮する仕組みが用意されていました。しかし、この間、その配慮が後退し続けています。

● **限界控除制度**：激変緩和措置として設けられたが、1997 (平成9) 年の消費税率アップと同時に廃止。

● **簡易課税制度**：基準期間 (前々年) の課税売上高の適用上限が5億円だったが、4億円→2億円と引き下げられ、2004 (平成16) 年には、現行の5000万円まで引き下げ。

● **みなし仕入率**：消費税導入時の90%と80%の2区分から、4区分→5区分へと区分が増え、消費税率も8%に引き上げ。2014 (平成26) 年には90%→40%の6区分に細分化。

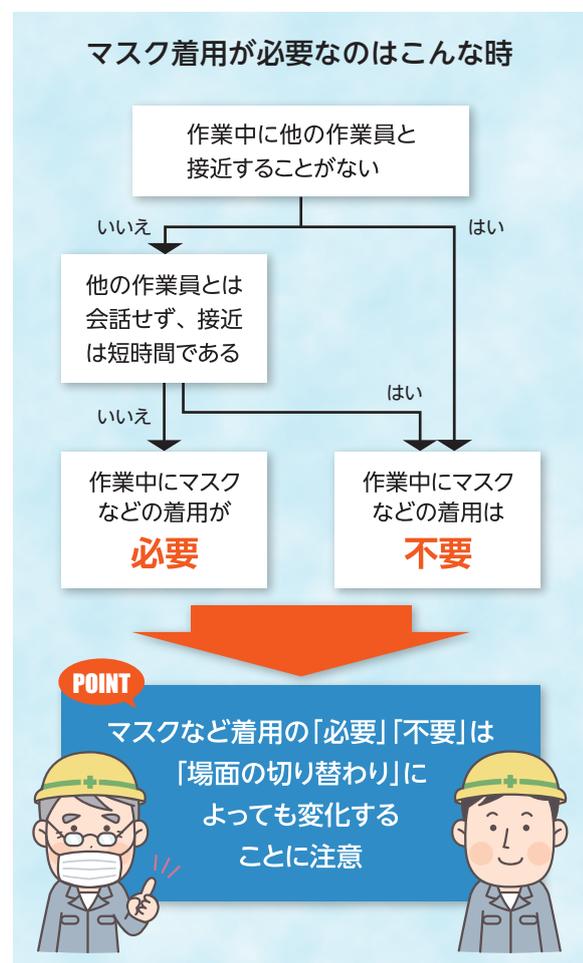
● **免税点制度**：消費税導入時には課税売上3000万円を適用上限としていたが、1997 (平成9) 年には資本金1000万円以上の新設法人は対象から除外され、2004 (平成16) 年には適用上限が1000万円に引き下げ。

DOKEN NEWS
コロナ禍の熱中症予防
冷感グッズなどを活用し、二密を回避しつつ対策を

新型コロナウイルス感染拡大が収束しないなかで、建設現場では感染を予防しつつ、熱中症対策の工夫が求められます。「密集」「密接」「密閉」の三つの密を避けるためのポイントを紹介します。

計画段階から密集回避を

まずは作業の計画段階から、換気が悪い室内での作業や作業員同士が接近



する機会を減らしましょう。

- (例)
- ・ 朝礼の参加者を職長のみにして、朝礼後にグループごとに伝達事項を共有する。
 - ・ 作業時間帯や休憩時間を分散させる。

状況に応じてマスクを外す

換気の悪い屋内で、複数人で作業を

休憩所は通気性を確保

行う場合はマスクが必要ですが、単独作業や屋外で他の作業者と2m以上の距離が確保できる場合などは、熱中症予防のためマスクを外した方がいい場合もあります。作業中のマスクも、冷感素材のものやフェイスシールドなど息苦しさや蒸し暑さを感じづらいものを。炎天下の長時間作業では、空調機能付きの作業着、シャツやタオルなどの冷感素材グッズも活用しましょう。

休憩所は、屋外にテントを設置して密閉空間を避ける、休憩所の壁を一部撤去して通気性を確保する、などの方法で熱中症を防ぐ工夫を。あわせて、送風機やドライミスト発生装置などを設置するのも効果的です。熱中症予防と感染防止を両立させるには、現場のルールの明確化と徹底が必須です。マスクを着用すべき場所・場面を掲示し、作業員一人一人に周知しましょう。

知っておきたい！ 熱中症の症状と対処方法

● 高温多湿な環境下で体内の水分や塩分のバランス、体温調節などの機能が崩れると熱中症になります。主な症状としては、めまいや失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・吐き気・嘔吐・倦怠感、意識障害・けいれん、高体温などがあります。

対処方法

- ①意識を確認。呼びかけに応じない場合は救急隊を要請
- ②日陰または冷房が効いている部屋などへ移動
- ③衣服を脱がせ、体に水をかけたり、うちわ・扇風機の風に当てたりする
- ④冷たい麦茶や水、ジュース、スポーツドリンクなどを飲ませる。必ず誰かが付き添って見守ること



出典：厚生労働省 ・建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止～建設現場におけるマスク等の正しい選び方、使い方について～
 ・【新型コロナ対策】対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例